

令和元年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和元年12月19日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第61号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第62号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 本巢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第69号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第70号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第71号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第72号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第73号 令和元年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第74号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議案第75号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第76号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第77号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第78号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第79号 令和元年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第61号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第62号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第63号 本巢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第69号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 第7 議案第70号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第8 議案第71号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第72号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第73号 令和元年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第74号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第12 議案第75号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 第13 議案第76号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第14 議案第77号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第78号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏝 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	洞 口 博 行
健 康 福 祉 部 長	久 富 和 浩	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大 久 保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 道下和茂君と12番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、総務企画委員会の報告を総務企画委員長 村瀬明義君に求めます。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

では、総務企画委員会からの報告をいたします。

12月9日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査と協議案件1件の協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第61号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、総務部関係の協議案件である議案第69号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部に属する予算についての協議を行いました。

初めに、執行部から補足説明を受けて質疑を行いました。

委員からは、国土強靱化地域計画策定事業の委託可能な事業者は市内外にあるのか。国土強靱化地域計画は、令和2年度中での施策とあるが、議会への説明の時期はどの時点なのか。国土強靱化地域計画策定事業の委託において、担当者における骨格となる方向性はあるのかとの質疑がありました。

次に、議案第69号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画部に属する予算についての協議を行いました。

初めに、執行部から補足説明を受けて質疑を行いました。

委員からは、ふるさともとす応援寄附金で前年12月の寄附額の割合は。またその要因は何か。ふるさともとす応援寄附金に対する返礼品の種類は何か。育児休業中の職員の男女比はどのようになっているのかとの質疑がありました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を文教福祉委員会委員長 若原敏郎君に求めます。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会から報告をいたします。

12月10日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、川治教育長及び所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件と協議案件2件の審査協議を行いました。

審査協議の前に現地視察として、数学ワンダーランドと真桑幼稚園改築工事現場の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに協議案件、議案第69号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

次に、協議案件、議案第70号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての協議を行いました。

委員からは、マイナンバーカードの申請件数と健康保険証との関係についてと、マイナンバーカード申請者をふやすための方法への質疑がありました。

続いて、健康福祉部関係の付託案件、議案第62号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

次に、協議案件、議案第69号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、健康福祉部に属する予算についての協議を行いました。

委員からは、先進安全自動車購入費補助金の現状及び国が行う補助に対する本巣市の対応はどうするのか。先進安全自動車購入費補助金における制限はどのようになっているのか。保育士の産休・育休の取得状況への質疑がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、産業建設委員会の報告を産業建設委員会委員長 大西徳三郎君に求めます。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは、産業建設委員会からの報告をいたします。

12月11日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員5名が出席し、早川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件と協議案件4件の審査協議を行いました。

審査協議の前に現地視察として、長良糸貫線北野区間及び防災公園工事現場、砂利採取現場等の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに、産業建設部の協議案件である議案第69号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、長良糸貫線北野区間の今後の進捗について。一つ、ICTを活用したスマート農業技術導入支援事業費補助の導入に係る経緯について。一つ、長良糸貫線における岐阜市側の状況及びその対応について。一つ、本巣市観光等施設の指定管理者との連携方法についてなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件である議案第63号 本巣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、上下水道部関係の協議案件4件についての協議を行いました。

議案第69号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、上下水道部に属する予算についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、一つ、特別会計への繰出金減額の理由はなどの質疑がありました。

議案第71号 令和元年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

議案第72号 令和元年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

議案第73号 令和元年度本巣市水道事業会計補正予算（第2号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上で、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（鰐本規之君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第61号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第3、議案第61号を議題といたします。

議案第61号については、総務企画委員会に付託してありましたので、総務企画委員会委員長 村瀬明義君に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

○総務企画委員会委員長（村瀬明義君）

では、付託案件について審査の結果を報告いたします。

議案第61号 本巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経

過と結果について報告をいたします。

執行部から補足説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、保証人になる要件はあるのか。家族でもよいのか。返済能力の有無などの審査はす
るのかとの質問に、保証人になる要件など具体的な規定はないが、負担することができるかどうか
などを審査していくとの答弁がありました。保証人を立てない場合、その利率は規則で1.5%とす
るとの説明であるが、高くないのかとの質問に、東日本大震災の利率1.5%を準用している。今後、
状況が変われば検討していくとの回答がありました。

また、貸付限度額はあるのか。また、どのように貸付額は決定されるのかとの質問には、350万
円が限度額である。貸付額は、被災状況を勘案して決定されるとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。

議案第61号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第62号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、議案第62号を議題といたします。

議案第62号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、文教福祉委員会委員長 若
原敏郎君に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

議案第62号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての審査の経過と結果について報

告します。

委員会では執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告をいたします。

○議長（鏑本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。

議案第62号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第63号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鏑本規之君）

日程第5、議案第63号を議題といたします。

議案第63号については、産業建設委員会に付託してありましたので、産業建設委員会委員長 大西徳三郎君に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第63号 本巣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会では執行部からの補足説明はなく、審査に入りました。

下水道事業を公営企業会計とすることとなった現在に至る経過と理由はどの質疑に、執行部からは、総務大臣通知では、令和元年度までを集中取り組み期間としており、先行して公営企業会計としている水道事業を見据えて令和2年度からの移行としているとの回答がありました。

また、公営企業会計への移行は必要性が高いと考えるが、その必要性とその効果はどの質疑に、

執行部からは、公営企業会計とすることにより財務諸表を作成し、経営の状況が明らかとなり、より健全な事業運営とすることができることが最大のメリットである。また、国からの交付金等の交付要件となっていることも公営企業会計とする要因であるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。

議案第63号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第69号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第6、議案第69号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

議案第69号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について、反対討論を申し上げます。

一般会計補正予算における繰越明許費の追加補正は、長良糸貫線道路整備事業3億7,930万円を埋蔵文化財掘削により繰り越すということでありました。この地域は、そもそも包蔵地となっており、埋蔵文化財の保存は予想されている中におかれまして、この当初予算に組み込まれたということ自体、地域住民や事業者への混乱を招いていると聞いております。

この繰り越しということをする事自体について、この完成時期もおくれる、地域住民には、それだけ長い期間迷惑をかけるという状態において、今後のこの事業のあり方、こういう前もってわかっているのではないかとと思われるこの現状地域において、改めて再考を求める意味においても反対をいたしたいと思っております。

○議長（鐺本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、共産党の澤村議員の反対討論では、この繰り越しの部分について、事前にもっとわかるように調査をして滞らないようにしないとあかんということで反対という理由であったかと思いますが、実は、この件につきまして、先ほど開催されました産業建設委員会において、この現場へ出向いて詳細な説明を受けてきました。行政側としては、ルールにのっとって手続上、何ら問題もなく事業の予定地に調査をやったら、そこで出たんで、これはその規定に基づいて発掘調査を行わなければならないということで発掘調査を現在やっております。

したがって、当然その調査が終わって報告がされない限りは、工事を発注することができないと。これはやむを得ない理由ということで、私もその点は詳しく現地で質問いたしましたが、判断いたしますに、行政には何の落ち度もない。これは、今の方法でやるしかない。ましてや文化財が出たものを国に逆らうことはできませんので、今のやり方で繰り越しをかけて、何も道路建設そのものを中止するわけではございませんので、多少そういった経緯でおくれることもあるかと思いますが、手続上は、今の方法でしか、こういったことは進めることができないというように判断をいたしまして、この繰り越しについても、やむを得ない。そういった理由で、賛成討論といたします。

○議長（鐺本規之君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。

議案第69号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第70号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第7、議案第70号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。

議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第71号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第8、議案第71号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。

議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第72号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第72号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。

議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第73号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第10、議案第73号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。

議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第74号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第11、議案第74号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

議案第74号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

令和元年8月の人事院勧告に伴い関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第74号の補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第74号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。追加議案の概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、制定の趣旨でございますが、国家公務員の給与の引き上げ等を求めた本年8月の人事院勧告に伴いまして、関係条例を改正するものでございます。

その制定の内容でございますが、第1条につきましては、本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、まず、第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきましては、12月期の支給割合を100分の167.5から100分の172.5に引き上げるもので、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の3.35月から3.4月に0.05月引き上げるものでございます。また、別表第1の特定任期付職員に係る1号給の給料月額を1,000円引き上げるものでございます。

なお、この第1条につきましては、本年4月1日からの適用といたしております。

次に、第2条につきましては、同じく本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、第9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきまして、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第2条につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

続きまして、第3条は、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、議会議員の期末手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を100分の220

から100分の225に引き上げるものでございまして、次のページの一番上でございますように、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の4.4月から4.45月に0.05月引き上げるもので、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、第4条につきましては、同じく本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の222.5とし、それぞれの支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第4条につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

続きまして、第5条は、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、常勤の特別職職員の期末手当につきまして、本年度の12月期の支給割合を100分の220から100分の225に引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の4.4月から4.45月に0.05月引き上げるものでございます。

この第5条につきましては、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、第6条につきましては、同じく本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の222.5とし、それぞれの支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第6条につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

続きまして、第7条は、本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

3ページをごらん願います。

第29条第2項第1号に規定する一般職員の勤勉手当につきまして、今年度の12月期の支給割合を現行の100分の92.5から100分の97.5に、また特定管理職員につきましては、100分の112.5から100分の117.5に、それぞれ引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の期末勤勉手当の支給割合を一般職員特定管理職員とも現行の4.45月から4.5月に0.05月引き上げるものでございます。

表の下でございしますが、別表第1（第3条関係）でございしますが、これにつきましては、月例給の官民格差を解消するため、大卒者の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円、それぞれ引き上げるとともに、おおむね30歳代半ばまでの職員が在職する号給につきましても、200円から2,000円の範囲で引き上げるものでございます。

この第7条につきましては、本年4月1日からの適用とするものでございます。

次に、第8条につきましては、同じく本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、まず、14条に規定する住居手当につきましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を月額1万2,000円から月額1万6,000円に引き上げるとともに、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。

また、第29条第2項第1号に規定する一般職の勤勉手当につきましては、来年度以降の6月期及

び12月期の支給割合を100分の95に、また次のページの特定管理職員につきましても、同じく100分115とし、それぞれ6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、一般職員、特定管理職員とも年間の勤勉手当の支給割合の変更はございません。

この第8条につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

続きまして、第9条は、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員の行政職の給料を定めた別表第1及び医療職の給料を定めた別表第2につきまして、本巢市職員の給与に関する条例の規定に倣い、所要の改定を行うものでございます。

なお、この第9条につきましては、令和2年4月1日からの施行といたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下議員。

○11番（道下和茂君）

8条関係の14条住居手当ですが、この資料1の米印で手当額が2,000円を超える減額となる職員についてはということなんです、これは、全て上限も上がっておって、その中で2,000円が減額になる職員というのはどういう意味かということ、これは別の話ですが、今、公務員の対象ですので関係ないと思いますけど、賃金の上昇を考慮し、1万2,000円から1万6,000円にするということになりますと、根尾地域なんかでも、空き家を使っておる方が見えるんですね。これは公務員でないから別段いいんですが、そうすると、こういう手当があるよということになると、1万2,000円から1万6,000円と、1万5,000円と決めておれば、1,000円が民間の賃借料にも影響してくるような気もするんですが、その点はどうなんですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま御質問の件でございますが、まず1点目の1万2,000円から1万6,000円に引き上げるところでございますが、私ども本巢市の職員におきましては、現在の状況でいきますと、この引き上げによる影響を受ける職員はございません。

それと、この引き上げによるいろんな影響ということでございますけれども、あくまでも公務員の住居手当という観点での今回は引き上げということでございますので、これにつきましても、先ほど来の全員協議会の場でもお話をさせていただきましたように、あくまでも勧告に基づいてということでございますので、確かにそういった形での民間とのいろんな状況はあろうかと思っております。

れども、御理解をいただきたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

よろしいですか。

もう一つですか。

○11番（道下和茂君）

手当額が2,000円の減額となる……。

○議長（鐔本規之君）

ちょっと待って。

もう一遍再質問してください。

[挙手する者あり]

11番 道下議員。

○11番（道下和茂君）

私の質問の仕方も悪かったかと思うんですけど、今、空き家に対して補助が出るんですね、2分の1の。2分の1の補助ありますね、空き家を借りた場合に。だから、そのことについて、例えば2分の1の補助ということになりますと、片や1万6,000円にしますよということで、そうした整合性がとれるのかという問題と、手当額が2,000円を超える減額となる職員についてはとあるんですが、そういうものがもう少し説明をさせていただきたいなと。全てが上がっていった中で、2,000円が減額するそういう職員が見えるわけ。どういう場合にそういうことになるのかということです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

先ほどの資料の中の手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間の所要の経過措置があるという勧告の内容でございますが、本市の職員でいきますと、該当する職員は今のところないということございまして、この内容の説明と申しますか、あくまでも1万2,000円の下限が1万6,000円に引き上げることによって影響を受ける職員には、この経過措置があるということでございますので、先ほど来、お答えをしておりますように、本市職員にはこの該当する職員は今のところないということでございます。

○議長（鐔本規之君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

11番 道下議員。

○11番（道下和茂君）

また後ほど聞きますので……。

○議長（鐔本規之君）

後ほどじゃまずい。

○11番（道下和茂君）

言っておる意味とどうもかみ合わないようですので。

○議長（鰐本規之君）

大野企画部長に申し上げます。

質問者がまだよく理解できないということですので、わかりやすく御説明をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

大野企画部長に説明を求めます。

○企画部長（大野一彦君）

済みません。十分なお答えができなくて大変申しわけございません。

御質問のところの中で、今回、この人事院勧告では、従来1万2,000円まで家賃を払っていた職員に対して、住居手当の支給がございました。それを今回の勧告では、その1万2,000円まで家賃がもらえていたものを1万6,000円に4,000円引き上げられることになりました。1万2,000円で手当がもらえていたものが今度1万6,000円からしかもらえなくなると、4,000円ここで開きが出てくるわけですが、その影響を受ける者に対して、この米印の住居手当の額が2,000円を超えるような減額がある職員については、1年間の所要の経過措置を設けますよというのが今回の勧告の内容でございます。

大変申しわけございませんでした。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第74号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

議案第74号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について、反対の立場から討論を申し上げます。

国家公務員の給与の引き上げ等を求めた人事院勧告に伴う条例改正であります。本巢市の職員においては、平成30年度のラスパイレス指数が96.5%とお聞きしました。これは、県内21市の中でも下から9番目ということですからかなり低いというわけです。国と同様な引き上げということじゃなくて、これは再考する必要があるんじゃないかと考えます。

また、臨時職員の方においても、令和2年度から会計年度任用制度となりますこの働き方改革における同一労働・同一賃金とするためには、今年度においても早急な改定が必要でないかと私は考えております。

この本巢市の行政を担う、今、正規雇用が少なくなり非正規雇用がふえている、民間企業でもそうですけど、安定して、安心して勤めをしたいという人たちのためにも、今働いている方たちのモチベーションを上げるためにも、やはりこの96.5、これが100ではいかんのかと。魅力あるこの本巢市に人材確保するためには、なるべくいい条件でしてあげたほうが将来に向かってもしっかりいいんじゃないかと思われま。

それで、人事院勧告に伴う引き上げとあわせて、ラスパイレス指数の向上施策が必要であると。臨時職員の方への対応がさらに必要であると考えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原議員。

○13番（若原敏郎君）

今、澤村議員から本巢市の職員のラスパイレス指数も低いし、士気を上げるためにはもっと上げたらいいかというような、これでは低いという反対討論がありました。

しかし、今、本巢市における経常経費がかかっているのは相当な率でありまして、今までも国家公務員の人事院勧告に従って、これは改定してきて、今の本巢市にはこれが最適じゃないかなと、こんなことを思います。本当に職員の人の給料が上がるのはいいことだと思いますが、やはり市民の理解が得られるかということを考えますと、本巢市は身分相応ということで、今回のこの改定がいいかなと、こんなことを思います。

これ、大分説明がありまして、人事院勧告は、国家公務員の給与と民間の給与を比較して、0.09%公務員のほうが低いということで、これを解消するために今回出されているものであります。それに従って、本巢市も民間との格差を埋めるために、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げたり、ボーナスを0.05カ月、民間の給与状況等を踏まえて引き上げておると。

それから、住居手当のほうもそれに対応されているということで、今回の条例改正は正当なものだと認めますので、賛成としたいと思います。そういうことです。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。

議案第74号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第75号から日程第16 議案第79号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第75号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第16、議案第79号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加提案させていただいております補正予算につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

議案第75号 令和元年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第76号 令和元年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加するものでございます。

事業勘定における歳入といたしましては、給与改定等に伴う職員給与費等繰入金を増額をするものでございます。

また、歳出といたしましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額でございます。

施設勘定につきましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第77号 令和元年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。

まして、歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第78号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

内容といたしましては、これも人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第79号 令和元年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

内容といたしましては、これも人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

以上、人事院勧告等に基づいた補正予算の変更でございますけれども、この後、補足説明はございませんので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第75号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第75号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。

議案第75号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第76号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第76号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。

議案第76号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第77号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第77号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

議案第77号は、原案のとおり可決することに決定しました。

〔「座れって言ってくれな、座れない」と呼ぶ者あり〕

○議長（鰐本規之君）

ああそうか、抜かしたか。御無礼をいたしました。まだ目が本調子ではありませんので、御容赦のほど、よろしく願いをいたします。

議案第78号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第78号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。

議案第78号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第79号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第79号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。

議案第79号は、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（鏑本規之君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第4回本巣市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 道 下 和 茂

署 名 議 員 村 瀬 明 義